

鳥羽市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として講じた措置について教育長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成27年10月26日

鳥羽市監査委員 村 林 守

鳥羽市監査委員 坂 倉 広 子

記

監 査 の 種 類	平成25年度 定期監査（出先機関）	
監 査 実 施 期 間	平成25年10月28日～11月15日	
結 果 区 分	指摘事項（是正・改善事項）	
課・係名等	指摘の内容	措置の内容等
各学校 (教育委員会)	<p><b>郵便切手の適正な取り扱いについて</b></p> <p>郵便切手受払簿を確認したところ、郵便切手の枚数と受払簿の件数に不一致が見受けられる事例があった。不一致の原因を究明するとともに、公金同様の厳正な取り扱いを徹底されたい。</p>	<p>郵便切手の実際の枚数と受払簿の枚数の不一致の原因は使用者の記入漏れということだったので修正処理をしました。公金同様の取り扱いということを再度意識し厳正な取り扱いを心掛け、使用者及び受払簿管理者それぞれのチェックを強化し、再発防止に努めます。</p>
	<p><b>諸帳簿の作成について</b></p> <p>振替簿及び欠勤届が作成されていない事例があった。様式自体を把握していない学校もあったことから、担当課は指導を徹底するとともに、条例等に則り、諸手続を適正に行われたい。</p>	<p>作成されていなかった振替簿及び欠勤届について市の様式で作成をしました。条例等、市全体で様式を統一しているものについて市内の学校全体で把握、統一し、また教育委員会事務担当者も各学校への周知の徹底に努めます。</p>

監査の種類	平成25年度 定期監査	
監査実施期間	平成25年10月28日～11月15日	
結果区分	所見(検討事項)	
課・係名等	指摘の内容	措置の内容等
各学校 (教育委員会)	<p><b>学校の経営推進について</b></p> <p>地域に開かれた特色ある学校づくりを実現するため、各学校においてそれぞれの教育目標や教育方針に基づき自主的・自律的な学校経営を行うことが求められている。このような学校経営を推進するため、予算配分などに学校の経営方針が反映されるよう検討された。</p>	<p>学校教育課においては、市内各小中学校で学校経営に基づく事業を企画・実践することにより児童生徒の活力を引き出す学校づくりを推進するため「活力ある学校づくり推進事業」として予算措置を行っています。今後も各校からの要望に応えられるように努めてまいります。</p>